

ご存じですか？

国民年金の任意加入制度・年金相談会の開催

60歳から任意加入される方へ

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入し、納付することで満額の年金に近づけることができます。

65歳になっても受給資格期間25年を満たせない場合は？

なお、老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済期間や免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、65歳の時点でこの要件を満たしていない場合は、65歳から70歳になるまでの間で25年間の受給期間を満たすまで加入期間を延長することができます（特例任意加入といえます。昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます）。

また、海外に在住する日本国籍の方

も国民年金に任意加入することができます。

任意加入を希望される方は市国民年金係へご相談ください。

※任意加入制度には免除制度がありませんのでご注意ください。

※保険料の納付は、原則、口座振替となります。

25年に満たないときの合算対象期間（カラ期間）

公的年金には、「カラ期間（合算対象期間）」というものが設けられています。カラ期間とは、年金額には反映されませんが、25年の資格期間には含まれる期間のことです。このカラ期間と年金の加入期間を合わせた期間が25年以上あれば、老齢基礎年金の資格期間を満たしたことになります。

【主なカラ期間】

- ① 昭和36年4月から昭和61年3月までサラリーマンや公務員の配偶者で、国民年金に任意加入しなかった20歳以上60歳未満の期間
- ② 平成3年3月までに20歳以上の学生で、国民年金に任意加入しなかった

期間

- ③ 昭和36年4月以降の20歳から60歳までの間で日本国籍を持つ方が海外に在留していた期間：など

また、昭和61年3月までに厚生年金などから脱退手当を受けた期間もカラ期間とされています。

受給資格期間となるその他のケース

次の2つのケースでも受給資格期間となる場合があります。

① 沖繩に住んでいた場合

昭和25年4月1日以前に生まれた方で、昭和36年4月から昭和45年3月まで引き続き沖繩に住んでいたことがある方は、保険料免除期間とみなされます（20歳以上60歳未満の期間に限る）。

また、これに該当する方が、昭和62年1月から平成4年3月までの間に、保険料を支払った場合は、保険料納付済期間となります。

② 海外で年金加入をしていた場合

海外在住の間、その国の年金制度に加入していた場合、その期間も加入期間に含まれるケースがあります。



日本年金機構「コザ年金事務所 主催 1年金相談会開催」のお知らせ

コザ年金事務所による年金出張相談会を開催いたします。

相談会は、待ち時間の短縮・プライバシーの保護・きめ細やかな相談を重視するため、電話による予約制といたします。

相談希望者は平成26年11月21日（金）までにコザ年金事務所にて予約受付を行ってください。なお、代理で相談をされる場合は、委任状が必要となりますので、ご注意ください。

今回は「年金請求受付・相談」「年金加入記録の確認」についてのご相談や50歳以上の方の年金見込額の算出もできますので、この機会に、ぜひご相談ください。

- 期日…平成26年11月26日（水）
- 時間…午前10時～午後4時30分
- 場所…うるま市健康福祉センター うるみん（2階 第1・第2会議室）
- 人数…電話予約先着順25名様程度
- 持参するもの…「身分証明書（免許証等）」と「年金手帳」「年金証書」「ねんきん定期便」等の基礎年金番号のわかるもの

○ 連絡先…コザ年金事務所
（お客様相談室）☎973-34399

